



- ②運転者に対する指導監督義務違反  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- ③初任運転者及び高齢運転者に対する指導監督及び適性診断受診義務違反  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- ④定期点検整備実施違反 (12ヶ月点検整備の未実施)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)  
(道路運送車両法第48条)
- ⑤無車検運行  
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)  
(道路運送車両法第58条第1項)

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当：泉、宮崎

TEL：022-791-7532